

一般社団法人日本応用数理学会 業績賞規程

(総則)

第1条 本規程は、表彰委員会規程に基づき、一般社団法人日本応用数理学会業績賞について定める。

(目的)

第2条 日本応用数理学会業績賞は、応用数理分野において、顕著な業績をあげたものを表彰し、応用数理および日本応用数理学会のさらなる発展をはかることを目的とする。

(表彰の構成)

第3条 日本応用数理学会業績賞は次の2つの分類からなる。

- A. 理論を重点とするもの
- B. 応用を重点とするもの

(業績賞 分類 A)

第4条 日本応用数理学会業績賞分類 A は、応用数理分野で、理論を中心として顕著な業績があると認められた個人または数名程度のグループに授与する。

(業績賞 分類 B)

第5条 日本応用数理学会業績賞分類 B は、応用数理分野で、応用を中心として顕著な業績があると認められた個人または数名程度のグループに授与する。

(表彰の件数)

第6条 日本応用数理学会業績賞各分類とも表彰の件数は、毎年それぞれ2件以内とする。

(表彰方法)

第7条 表彰は、毎年1回、総会において行う。受賞者には表彰状を授与する。

(表彰候補者の推薦)

第8条 表彰候補者は、本会会員(正会員、学生会員)または選考委員会からの推薦(自薦を含む)によるものとする。

(推薦手続き)

第9条 推薦者は、日本応用数理学会賞推薦書に必要事項を記載し、日本応用数理学会事務局へ指定された期限までに提出する。選考委員会による推薦は選考委員会で行う。

(選考)

第 10 条 日本応用数理学会理事会は、表彰者を選考するための選考委員会を設ける。選考委員は、理事会が毎年選任するものとする。

第 11 条 選考委員会は、提出された推薦書に基づいて審議し、表彰候補者を理事会へ報告する。

第 12 条 理事会は、選考委員会の推薦結果を審議し、表彰者を決定する。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は理事会の決議により実施する。

(付則)

1. 2011 年 5 月 20 日、理事会により本規程が制定された。
2. 2012 年 7 月 27 日改訂
3. 2013 年 3 月 22 日改訂
4. 2016 年 3 月 25 日改訂